

全国旅行支援 ただいま東京プラス

概要

実施期間	2023年1月10日（火）～3月31日（金）（4月1日チェックアウトまで）
利用要件	<p>（1）日本国内に居住する方</p> <p>（2）ワクチン接種歴（3回以上）又はPCR検査等で陰性確認ができること ※ 「ただいま東京プラス」ワクチン接種歴等の確認について（PDF）</p> <p>（3）本人確認及び居住地確認ができること ※ 「ただいま東京プラス」本人確認・移住地確認のための身分証明書一覧（PDF）</p> <p>（4）別途定める本事業の一般利用者向けの利用規約を支援対象商品の申込時に確認し、内容に同意していること</p> <p>上記ご対応いただけない場合は、全国旅行支援の割引が適用されなくなりますのでご注意ください。</p> <p>【必要書類の提示】旅行の集合時又は宿泊施設のチェックイン時にご提示ください。</p> <p>※利用者全員分について、下記①②の提示が必要です。</p> <p>①本人確認証明書（原本）の提示</p> <p>②ワクチン3回以上接種歴又はPCR検査等陰性の証明書類の提示（※予防接種済証等を撮影した画像や写し（コピー）の提示でも問題ありません）</p>
地域クーポン種類	電子クーポン・紙印刷も可
地域クーポン配布方法	宿泊施設にて配布

※詳細につきましては、以下をご参照ください。

■公式サイト：ただいま東京プラス

<https://ryokoshientokyo.jp/>

■地域クーポン利用可能施設

<https://ryokoshientokyo.jp/coupon-search/>

■ただいま東京プラスクーポンご利用案内

https://ryokoshientokyo.jp/pdf/ryokoshientokyo_howtouse.pdf

※2ページ以降の「利用規約」を必ずお読みください。

宿泊事業者・旅行事業者は、「ただいま東京プラス」利用者全員に当書面のお渡し等により内容をあらかじめ利用者に周知の上同意を得てください。

【ただいま東京プラス利用規約（表面）】

本規約は、東京都及び公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が実施する「ただいま東京プラス」（以下「本事業」という。）の利用について定めるものです。利用者は、本規約内容を十分に理解し、本規約に同意した上で本事業の申込みをするものとします。

1. 本事業の利用者は、宿泊事業者又は旅行事業者に対して本人確認・居住地確認書類を提示すること

- （1）利用者は、2.（2）のワクチン接種歴（3回以上）又はPCR検査等の確認書類の提示の際に、併せて宿泊事業者又は旅行事業者に対して本人確認・居住地確認書類を提示すること。（団体旅行の場合は代表者等が必要書類をあらかじめ取りまとめること）
- （2）宿泊又は宿泊付き旅行を申込みの場合は、旅行当日宿泊施設へのチェックイン時に提示すること。
添乗員又は現地係員等付きの宿泊付き旅行又は日帰り旅行を申込みの場合は、旅行当日集合時等に添乗員又は現地係員等に提示すること。
ただし、ワクチン接種歴（3回以上）のある利用者が旅行会社のカウンターなど対面販売で旅行を申し込む場合は、原則申込時に提示すること。
- （3）本事業は、国籍を問わず日本に居住している方を対象とする。
- （4）本人確認・居住地確認書類については旅行期間中携帯すること。

<本人確認・居住地確認書類（有効期限内のもの）>

健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険証、国民健康保険高齢受給者証、運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード（表面）、住民票、住民基本台帳カード、介護保険被保険者証、小児医療証、障害者手帳、その他現住所の記載がある国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書

※詳細については、本事業サイトの「ただいま東京プラス」本人確認・居住地確認のための身分証明書等一覧」をご参照ください。

※利用者が本事業適用の要件を満たさないことに伴い、宿泊事業者、旅行事業者の規定に基づく取消料や割引差額等が発生した場合は、利用者の負担とする。

2. 本事業の利用者は、ワクチン接種歴等の条件を満たしていること

- （1）利用者は下記条件を満たすこと。
 - ・ワクチン接種歴（3回以上）又はPCR検査等（※）での陰性が確認できた方 ※PCR検査の他、抗原（定量・定性）検査が対象
 - ・12歳未満の利用者は、同居の親等の監護者が同伴の場合は確認不要。※同伴しない場合、12歳未満の利用者については、ワクチン接種歴（2回以上）又はPCR検査等での陰性確認が必要
 - ・学校等の活動に係るツアーや宿泊サービス（例：遠足・修学旅行）については、ワクチン接種歴等の確認を省略し参加可能
その場合、引率者についてもワクチン接種歴（3回以上）又はPCR検査等での陰性確認は不要※詳細については、本事業サイトの「ただいま東京プラス」ワクチン接種歴等の確認について」をご参照ください。
- （2）利用者は、宿泊事業者又は旅行事業者に対して上記2.（1）の条件を満たしていることが確認できる下記書類（ア）（イ）のいずれかを提示すること（団体旅行の場合は代表者等が必要書類をあらかじめ取りまとめること）
 - （ア）ワクチンを3回以上接種済であることが確認できる下記の証明書類等（コピー・写真可）。
 - 予防接種済証、接種記録書、接種証明書、ワクチン接種券（4回目以降のもの）、接種証明書アプリ（デジタル庁）、自治体の接種証明書アプリ等
 - （イ）PCR検査等で陰性であることが確認できる陰性証明（検査結果通知書）（コピー・写真可）。
 - 検査結果通知書には、①～⑦の全ての記載が必要です。
 - ①受検者氏名、②検査結果、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限
 - 検査結果の有効期限（⑦）については下記のとおりです。
 - 【PCR検査・抗原定量検査】旅行・宿泊開始日の3日前以降のもの 【抗原定性検査】旅行・宿泊開始日の前日以降のもの
- （3）宿泊又は宿泊付き旅行を申込みの場合は、旅行当日宿泊施設へのチェックイン時等に（2）に記載する書類を提示すること。
添乗員又は現地係員等付きの宿泊付き旅行又は日帰り旅行を申込みの場合は、旅行当日集合時等に添乗員又は現地係員等に（2）に記載する書類を提示すること。
ただし、ワクチン接種歴（3回以上）のある利用者が旅行会社のカウンターなど対面販売で旅行を申し込む場合は、原則申込時に（2）に記載する書類を提示すること。（4）ワクチン接種歴等の書類については旅行期間中携帯すること。

3. 本事業の利用者は、旅行当日に健康管理チェックシートによる体調確認を行うこと

旅行・宿泊当日に発行される「ただいま東京プラスクーポン受領証兼利用申込書（健康管理チェックシート）」へ、下記（1）～（4）の状況について記入すること

- （1）旅行当日から遡り7日以内に、37.5℃以上の発熱がありましたか？
- （2）のどの痛み、風邪の症状（くしゃみや咳が出るなど）、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさはありますか？
- （3）同居家族や身近な知人が新型コロナウイルス感染症に感染している、もしくは感染の疑いがある方がいますか？
- （4）旅行当日から遡り7日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航、もしくは当該在住者との濃厚接触はありましたか？

※旅行当日上記に該当する場合は、旅行を控えること。

【「ただいま東京プラス」利用規約（裏面）】

4. 本事業の利用者は、「新しい旅のエチケット」に留意し、基本的な感染防止対策を徹底すること

- (1) 旅行前・旅行時に検温等の体調チェックを実施し、発熱や風邪症状がみられる場合には、旅行を控えること。また、東京版新型コロナ見守りサービスの利用を推奨する。
- (2) 旅行にあたっては、最新の「新しい旅のエチケット」に留意すること。宿泊施設のみならず、旅先のあらゆる場面で3密が発生する場や施設等は回避し、大声を出すような行為は控えること。

※「新しい旅のエチケット」については、下記リンク先よりご確認ください。

旅行における感染症対策（観光庁 HP）<https://www.mlit.go.jp/kankoch/traveletiquette/index.html>



- (3) 感染防止徹底点検済証を掲示している飲食店や感染防止徹底宣言ステッカーを掲示している店舗等の利用を推奨する。
- (4) その他、国、都や利用施設等の感染防止対策要請に従うこと。

5. 本事業利用上の注意事項および禁止事項

- (1) 宿泊事業者や旅行事業者によるワクチン接種歴（3回以上）又はPCR検査等陰性の確認、本人確認・居住地確認ができない場合、本事業の対象とならず、付与クーポン相当額の返還及び割引適用外の料金を支払う必要がある。
- (2) 同行者等のワクチン接種歴（3回以上）又はPCR検査等の確認書類、本人確認・居住地確認ができない場合、当該同行者は本事業の対象とならず、当該同行者は付与クーポン相当額の返還及び割引適用外の料金を支払う必要がある。
- (3) ワクチン接種歴（3回以上）又はPCR検査等の確認書類及び本人確認・居住地確認書類の貸し借り、虚偽の申告等があった場合は、不正受給として付与クーポン相当額及び割引分を返金する必要がある。また詐欺罪に問われる可能性がある。
- (4) 利用者が現住所としている宿泊施設の利用については、本事業の対象外とする。
- (5) 1つの旅程内での宿泊数は7泊までが本事業の対象。別々の予約であっても、1つの旅行とみなされる場合は7泊分までが上限となり、それを超えた分は対象外とする。
- (6) 本事業は、利用者が現に実施した旅行等が対象となる。旅行代金等を全額支払っていた場合であっても、当該旅行等の全部又は一部について実際の参加がない場合は、その旅行等の全部又は一部が本事業の対象外となる。
- (7) 本事業利用において不正利用の疑義があり、本事業事務局が宿泊事業者、旅行事業者より個人情報等の提供を受けて調査を行った場合、これに応じること。
- (8) 利用者が本事業適用の要件を満たさないことに伴い、宿泊事業者、旅行事業者の規定に基づく取消料や割引差額が発生した場合については、利用者の負担とする。
- (9) 新型コロナウイルスの感染拡大等により本事業の一時停止や中止が生じた場合において、宿泊事業者、旅行事業者から規定の取消料が発生した場合については、利用者の負担とする。
- (10) 利用者と宿泊事業者・旅行事業者間、利用者とクーポン加盟店間に生ずるトラブルについては、本事業事務局は一切関与しない。
- (11) 本事業で付与されるクーポン利用の際は、region PAY アプリをダウンロードの上、ただいま東京プラスクーポンアプリ（region PAYのアプリを活用し、有効期間内にクーポン加盟店のみで使える決済アプリのこと。以下「本アプリ」という。）を選択して利用すること。
- (12) クーポン加盟店において、ただいま東京プラスクーポンの使用対象とならないものがある。
※詳しくは、本事業公式サイトから「クーポン発行事業実施要領(第2条第1項(13))」を参照
https://ryokoshientokyo.jp/pdf/ryokoshientokyo_cpnyoryo.pdf
- (13) クーポン受領の際は、併せて配付される「ただいま東京プラスクーポン受領証兼利用申込書」の内容を確認し、署名の上、利用申込書を配付した宿泊事業者又は旅行事業者へ必ず提出すること。提出がない場合は本事業の対象外となる。
- (14) クーポンの盗難・紛失等によるトラブルに対し本事業事務局は一切の責任を負わない。
- (15) クーポンと現金との交換はできない。また第三者への譲渡・転売は禁止とする。
- (16) クーポンで購入した商品・サービスに対する返品及び返金はできない。
- (17) その他、本事業事務局が不適当と判断した行為は、本事業の対象外とする。
- (18) 個人情報の利用目的及び保護方針について以下を確認し、同意することとする。

お客様よりいただきました個人情報について、「ただいま東京プラス」適用に関して必要な手続きの範囲内で、宿泊事業者及び旅行事業者より東京都、財団、本事業事務局及び統一窓口共同運営体（※）へ提供、利用いたします。

（※）統一窓口共同運営体とは、観光庁が実施する「全国旅行支援を活用した地域観光支援事業」における旅行事業者用窓口のこと。

（参考）クーポンの利用方法について

- ◆クーポンを利用する際の決済アプリ「region PAY」と「ただいま東京プラスクーポン」の利用規約はアプリ上でご確認をお願いします。宿泊事業者又は旅行事業者からチャージ用QRが記載された紙クーポンをお渡しいたします。利用者は、ご自身で本アプリからチャージ用QRを読み取り、クーポン金額をチャージの上、クーポン加盟店の店頭に掲示されているQRを読み取ることにより決済を行ってください。スマートフォンをお持ちでない場合や本アプリをご利用いただけない場合は、宿泊施設等で受領した紙クーポンをそのまま店舗でご利用することも可能です（紙クーポンを利用可能な店舗については、本事業サイト等でご確認ください）。
- ※一度、本アプリにチャージされたクーポンについては、旅行をキャンセルされた場合でも、残高の換金はできかねますのでご注意ください。また、クーポン付与後に旅行をキャンセルされた場合において、キャンセル対象の旅行日分のクーポンが利用されていることが判明した場合、後日、該当金額を請求させていただく場合がございます。